

評価項目に施工能力点 低入基準価格の算定見直しも

鳥取県 総合評価

鳥取県は4月1日から、総合評価方式と低入札調査基準価格の算定方式の見直しを行う。総合評価方式では、評価項目で新たに受注額（受注額点）や技術者数（技術者点）、総合評定値（企業経営点）、同種工事実績、

本店と当該工事の現場との距離（地域点）、地域貢献度、現場体制を評価する施工能力点数を追加。入札価格点数を追加工事成績点20点、施工能力点20点の最大100点を配分し、点数の合計（評価点）が最も高い者を落札者とする加算方式で行う。

総合評価方式の対象工事は予定価格が2500万円以上の工事。工事自体的物を伴わないものやP・C・鋼橋、電気通信設備、機械器具設置工事、土木解体、建築解体、水道施設工事、しゅんせつ工事、鋼構造物一般など25業種は対象外。

県ではこれまで、入札価格点（最大10点）と会社および技術者の工事成績点（最大30点）を加算して落札者を決める県独自の方法を施行していたが、▽会社規模、技術者等企業の総合的な施工能力が反映されない▽地域性への配慮がない▽災害対応等地域に貢献している会社も考慮できない

新年度からは、入札価格点60点、工事成績点20点と新たに施工能力点20点の最大100点で評価。入札価格点数は60×その者の入札額分の最低入札額、工事成績点数は20×最高の者の工事成績（会社＋技術者）分のその者の工事成績（会社＋技術者）で算出。

施工能力点数は、受注額点（売上原価および販賣費・一般管理費の合計額の3年平均額）、技術者点（技術者保有人数）、企業経営点（総合評定値）、会社同種工事実績点（同種工事実績）、地域点（応募者の本店と工事現場との直線距離）、地域貢献度（過去5年間に、県または市町村が発注した除雪業務の契約、県が発注した災害対応の実績）、現場体制（前年度の施工体制現場実態調査の結果に基づき算定）について、それぞれの採点方法により採点する。

県ではこの方式により、土木A等級、予定価格1億円以上の工事でシミュレーションした結果、会社規模が大きく現場との距離が近いほど有利、受注額による減点の影響が大きくなる、会社規模が小さくても現場との距離が近ければ有利となり、従来の方式と落札者が逆転。本店の位置、会社の規模等の条件によって入札価格が85%でも80%を逆転できるとしている。

低入札調査基準価格の算定方式の見直しでは、調査基準価格は請負対象設計金額（土木系工事）が2億円以上の場合は、施工費×0.95＋現場管理費×0.60＋一般管理費×0.80として低入札調査基準価格はこれにより求めた額の10万円未満を切り捨てた額（B）を入札価格が85%でも80%を逆転できるという。B×8.5以下の場合にはB×1.05の額、3分の2を下回る場合は予定価格（税込み）×3分の2、10分の8.5を上回る場合は予定価格（税込み）×10分の8.5とする。

また、現場代理人の常勤性について3カ月雇用を条件とするほか、下請報告書の提出をこれまでの500万円以上から100万円以上に改正する。